

日医発第 172 号(地 49)
平成 30 年 5 月 14 日

都道府県医師会長殿

公益社団法人 日本医師会長

横 倉 義 武

「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」の公布について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

今般、国土交通省都市局計画課長より各市町村都市計画主管部局長宛に通知
「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」の公布について」が発出される
とともに、同省都市局長より本職に対しても周知方依頼がありました。

同法においては、市町村は、人口減少等を見据え、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導により、都市全体を見渡した「立地適正化計画」を作成することができるとされております。

本通知は、市町村が作成・公表した立地適正化計画に記載されている、居住者のために必要な施設（誘導施設）について、計画上の「都市機能誘導区域」の施設が休廃止する場合は30日前までに市町村長に届出を求めるよう改正されたことについて周知を依頼するものです。

なお、本届出制度は、休廃止行為自体を妨げる趣旨ではなく、誘導施設の休廃止の動きを市町村が事前に把握することにより、撤退前から市町村による取組を可能とする趣旨から創設されたとのことであります。また、立地適正化計画については、既に策定済・策定検討中や未検討の市町村があり、医療施設や介護施設等を誘導施設と位置付けるかについても、各市町村での計画ごとに異なります。

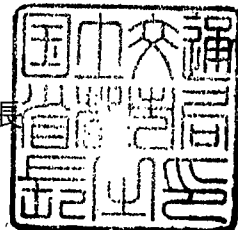
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関等に対し、周知方よろしくお願い申し上げます。

追って、本通知が市町村都市計画主管部局長宛に直接発出されておりますが、貴都道府県の医療・介護担当部局に対し、市町村との連携を働きかけることについても、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

国 都 計 第 10 号
平成 30 年 4 月 25 日

公益社団法人 日本医師会長
横倉 義武 殿

国土交通省都市局長



「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」の公布について

標記について、別添のとおり各市町村都市計画主管部局長あて通知致しました。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 22 号）には、市町村が誘導施設（※ 1）として医療施設、介護施設等を位置付けている場合、当該市町村の管内の一部区域（※ 2）において医療施設等を休廃止しようとする際、その 30 日前までに、市町村長への届出を求める等の内容を含んでおりますので、この旨御了知頂くとともに、関係者への周知方よろしくお願い申し上げます。

※ 1 「誘導施設」とは、医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設のうち、一定の区域内にその立地を誘導すべきものとして、市町村が作成・公表する立地適正化計画に記載されたものをいいます。

※ 2 「都市機能誘導区域」として、立地適正化計画に記載された区域を指します。

国 都 計 第 9 号
平成 30 年 4 月 25 日

各市町村 都市計画主管部局長 殿

国土交通省都市局都市計画課長
(公 印 省 略)

「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」の公布について

平素より都市計画行政及びコンパクトなまちづくり施策の推進に関するご高配を賜り、御礼申し上げます。

本日、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 22 号）（以下「改正法」という。）が公布されたところ、今後、3 ヶ月以内の政令で別途定める日より施行されることとなります。

改正法は、人口減少を迎えた地方都市等をはじめとした多くの都市において、空き地・空き家等の低未利用地が時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」が進行しており、コンパクトなまちづくりの推進に重大な支障となっている状況を踏まえ、低未利用地の集約等による利用の促進、地域コミュニティによる身の回りの公共空間の創出、都市機能の確保等の施策を総合的に講じるものです。コンパクトなまちづくりの推進への支障を先ずは解消する観点から、改正法の実施は、立地適正化計画制度に記載された居住誘導区域又は都市機能誘導区域を対象とするものとなっております。

立地適正化計画の作成について未だ検討を行っていない市町村におかれましては、これを機に、「コンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けた立地適正化計画の活用について」（平成 29 年国都計第 99 号。国土交通省都市局都市計画課長発、市町村都市計画主管部局長宛）も踏まえ、再度、改正法における施策の活用必要性の有無を含め、人口減少局面におけるまちづくりのあり方について然るべくご検討頂きますよう、お願いします。

また、既に立地適正化計画を作成・公表している市町村におかれましては、改正法の諸施策の活用による「都市のスポンジ化」の解消に向けた検討を進めて頂くとともに、改正法の施行に伴い、改正後の都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 108 条の 2 の規定により都市機能誘導区域に係る誘導施設を休止し、又は廃止しようとする者に届出義務が発生することから、施行に先立ち、管内の誘導施設運営者に対

し、関係団体を通じる等によりこの旨周知を図り、誘導施設の休廃止がまちづくりに与える影響について理解を賜るよう、円滑な制度運用へ向けた取組をお願いします。なお、本届出制度は、休廃止行為自体を妨げる趣旨のものではなく、誘導施設の休廃止の動きを事前に把握することにより、撤退前から、既存の設備を利用した他の事業者の誘致を始める等の取組を可能とする趣旨から創設したものです。

本届出制度の運用に当たっては、「コンパクトシティと関係施策の連携の推進について」（平成 27 年。文書番号等は別紙参照）、「地域医療施策と都市計画施策の連携によるコンパクトなまちづくりの推進について」（平成 28 年。文書番号等は別紙参照）及び「地域包括ケア及び子育て施策との連携によるコンパクトなまちづくりの推進について」（平成 28 年。文書番号等は別紙参照）を踏まえ、関係行政機関との緊密な連携について特段の配慮をお願いします。

国 都 計 第 99 号
平成 29 年 12 月 22 日

市町村 都市計画主管部局長 殿

国土交通省都市局都市計画課長
(公 印 省 略)

コンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けた 立地適正化計画の活用について

多くの地方都市では、これまで郊外開発が進み市街地が拡散してきましたが、今後は急速な人口減少が見込まれており、拡散した市街地のままで人口が減少し居住が低密度化すれば、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスの提供が将来困難になりかねない状況にあります。また、高齢者が急速に増加する中で医療・介護の需要が急増し、医療・福祉サービスの提供や地域の活力維持が満足にできなくなることが懸念されます。

このような中、高齢者や子育て世代にとって安心して暮らせる健康で快適な生活環境を実現するとともに、財政面及び経済面において維持可能な都市経営を推進するためには、都市の構造を見直し、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住を集約・誘導しながら、それらと連携した持続可能な公共交通ネットワークを形成するコンパクト・プラス・ネットワークの取組が重要です。

こうした取組を支援するため、平成 26 年に都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度を創設し、省庁横断的な枠組みも活用しながら、支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の見える化などの取組を進めてまいりました。その結果、立地適正化計画の裾野は着実に拡大し、現在まで、357 都市において計画に取り組み、112 都市において計画が作成・公表されています。

コンパクトな都市構造への転換は中長期的な時間軸で臨む必要があるものですが、他方で、今後急激な人口減少が見込まれる都市においては、その取組への着手は急務であると考えます。この点については、第 15 回 経済財政諮問会議（平成 29 年 11 月 16 日）においても、「今後の人口減少見込み幅の大きな自治体ほど同計画の策定率が低い。国土交通省は関係省と協力し、2030 年までに人口が 2 割以上減少見込みの約 500 のうち都市計画区域を有するもの全てに今後 3 年以内に計画を策定するよう促すべき」との議論があったところです。

このため、今般、あらためてコンパクト・プラス・ネットワークの政策的意義について周知いたしますので、立地適正化計画の作成について未だ検討を行っていない市町村におかれましては、立地適正化計画制度の活用の必要性の有無を含め、人口減少局面におけるまちづくりのあり方について然るべくご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

閣副第 962 号／復本第 1368 号／総財務第 170 号
総行市第 168 号／財理第 4036 号／金監第 3099 号
27 文科政 第 90 号／医政地発 0930 第 3 号
雇児保発 0930 第 1 号／老高発 0930 第 1 号
国総計第 48 号／国住政第 57 号／国都計第 92 号

平成 27 年 9 月 30 日

各都道府県 }
各指定都市 } 地方創生担当部長 殿

コンパクトシティ形成支援チーム

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官
復興庁統括官付参事官

総務省自治行政局市町村課長

総務省自治財政局財務調査課長

財務省理財局国有財産企画課長

金融庁監督局総務課長

文部科学省大臣官房政策課長

厚生労働省医政局地域医療計画課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

厚生労働省老健局高齢者支援課長

農林水産省農村振興局

農村政策部都市農村交流課都市農業室長

経済産業省商務情報政策局

商務流通保安グループ中心市街地活性化室長

国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課長

国土交通省住宅局住宅政策課長

国土交通省都市局都市計画課長

(公 印 省 略)

コンパクトシティと関係施策の連携の推進について

我が国では、今後急速な人口減少が見込まれ、地方都市では拡散した市街地で居住の低密度化が進み、生活サービス機能の維持が困難になることが懸念される一方、三大都市圏の大都市では高齢者数の急増によって医療・福祉サービスの提供や地域の活力維持が満足にできなくなることが懸念されています。

こうした中で、高齢者や子育て世代にとって安心して暮らせる健康で快適な生活環境を実現するとともに、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を推進す

るためには、都市全体の構造を見直し、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住を集約・誘導するコンパクトシティの形成とこれと連携した持続可能な公共交通ネットワークの形成が必要です。

こうした取組を制度的に推進するため、昨年、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度及び地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画制度が創設されたところであり、現在多くの市町村においてコンパクトシティの形成等に向けた検討が進められています。

コンパクトシティの形成に向けた取組に当たっては、都市全体の観点から、公共交通ネットワークの再構築をはじめ、地域包括ケアシステムの構築や公共施設の再編、中心市街地活性化等の関係施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に検討する必要があります。このため、まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）に基づき、市町村の取組が一層円滑に進められるよう、本年3月に関係省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム」を設置し、省庁横断的な支援体制を構築しました。同チームでは、立地適正化計画の作成に関する相談会の開催等を通じて市町村の課題・要望等を把握し、コンパクトシティの形成に向けた取組において関係施策との連携を推進するための方策について検討を進めてきたところであり、先般、市町村が関係施策との連携を図る際に活用可能な国の支援メニュー等をまとめた「コンパクトシティの形成に関する支援施策集」（別紙）をとりまとめたほか、支援施策のさらなる充実に向けた検討を進めています。

コンパクトシティの形成に向けた取組をされる地方公共団体におかれましては、上記趣旨をご理解の上、立地適正化計画の作成などコンパクトシティの形成に向けた取組が、公共交通、中心市街地活性化、医療・福祉、子育て、公共施設再編、都市農地、住宅、学校、防災等のまちづくりに関わる様々な関係施策との連携の下で総合的に実施されるよう、庁内関係部局間の緊密な連携について特段のご配慮をお願い致します。

各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかにご連絡いただき、市区町村内の関係部局に趣旨が周知徹底されますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項（技術的な助言）に基づくものであることを申し添えます。

（参考）

○立地適正化計画制度（国土交通省ホームページ）

http://www.mlit.go.jp/en/toshi/city_plan/compactcity_network.html

○コンパクトシティ形成支援チーム（国土交通省ホームページ）

http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000016.html

国都計第146号
平成28年2月5日

市町村都市計画主管部局長 殿

国土交通省都市局都市計画課長
(公 印 省 略)

地域医療施策と都市計画施策の連携によるコンパクトなまちづくりの推進について

都市計画の分野においては、今後、地方都市では拡散した市街地で急激な人口減少が進み、大都市では後期高齢者の急増により深刻な課題となることが見込まれます。安心して健康に暮らせる快適な生活環境の実現や、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を図るためには、都市のコンパクト化と公共交通網の再構築等のネットワーク形成を推進していくことが重要です。

同時に、地域医療分野においては高齢化の進行や医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境が大きく変わる中、誰もが安心して医療を受けることができる環境の整備が求められています。地域の医療機能の適切な分化・連携を進め、効率的で質の高い医療提供体制を地域ごとに構築する必要があります。

そして、コンパクトシティの形成と地域医療提供体制の構築は、相互に影響し合う点も多くあります。医療施設は、サービスを担うべき地域の範囲・人口を踏まえつつ、日常生活圏への医療施設の配置による医療サービスの向上に着目しながら整備の検討がなされます。一方、都市の将来像を踏まえ、医療施設の利用者が集まることなどに対してまちづくりとして適切に対応することが必要です。このような状況の下、医療施設の適切な立地に係る調整のために、相互に連携して取り組むことが必要不可欠です。政府としても、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）に基づき設置した関係府省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム」において、地域づくりの現場における関係施策間の連携を支援する取組を進めているところです。

そのため、地域医療施策との連携に関し、市町村の都市計画主管部局が、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づく立地適正化計画の作成をはじめとするコンパクトシティ施策を推進するに当たって留意すべき点を下記のとおりとりまとめたので、参考としていただくようお願いします。

なお、コンパクトシティの推進にあたっては、地域医療提供体制の確保を行っている都道府県と十分に協議を行うことが重要であることから、都道府県の地域医療主管部局及び都市計画主管部局に対しては、本件に関し別紙のとおり通知していることを申し添えます。

記

(地域医療主管部局との調整)

- 1 都道府県は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき、地域の実情に応じて、医療計画を定めています。市町村の都市計画主管部局は、コンパクトシティ施策の推進に当たっては、医療施設の適切な立地について、この医療計画を念頭に、当該市町村の地域医療主管部局と連携しながら、都道府県の都市計画主管部局の協力のもと、都道府県の地域医療主管部局と調整を図っていただくようお願いします。

また、必要に応じて、都道府県の地域医療主管部局の協力のもと、他市町村の地域医療主管部局と調整することも考えられます。

(市町村都市再生協議会の活用)

- 2 市町村は、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 117 条第 1 項の規定に基づく市町村都市再生協議会が行う立地適正化計画及びその実施に関する協議に際し、医療施設の適切な立地について協議する必要があると認めるときは、都道府県及び関係市町村の地域医療主管部局に対して、市町村都市再生協議会への出席を求めるなど必要な協力を依頼いただくようお願いします。

(地域医療分野における会議の活用)

- 3 地域医療分野では、医療提供体制を構築するために都道府県ごとに設置される医療審議会（医療法第 71 条の 2 第 1 項）及び地域医療対策協議会（同法第 30 条の 23 第 1 項）並びに二次医療圏、構想区域等ごとに設置される圏域連携会議（平成 24 年 3 月 30 日医政発 0330 第 28 号厚生労働省医政局長通知別紙第四 4 (2)）、地域医療構想調整会議（同法第 30 条の 14 第 1 項）等の会議があります。市町村の都市計画部局は、医療施設の適切な立地の検討に際して必要がある場合は、都道府県や当該市町村の地域医療主管部局と連携し、これらの会議の活用を検討いただくようお願いします。

(その他の会議による連携)

- 4 市町村は、コンパクトシティ施策の推進に当たって、上述の市町村都市再生協議会や地域医療分野における会議とは別に協議の場を設ける場合、地域医療施策との連携を進めるため、必要に応じ、都道府県や当該市町村の地域医療主管部局に対して協力を依頼するなど、常に緊密な連携を図っていただくようお願いします。

平成 2 8 年 2 月 5 日

都道府県地域医療主管部局長

都市計画主管部局長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長

国土交通省都市局都市計画課長

(公 印 省 略)

地域医療施策と都市計画施策の連携によるコンパクトなまちづくりの推進について

都市計画の分野においては、今後、地方都市では拡散した市街地で急激な人口減少が進み、大都市では後期高齢者の急増により深刻な課題となることが見込まれます。安心して健康に暮らせる快適な生活環境の実現や、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を図るためには、都市のコンパクト化と公共交通網の再構築等のネットワーク形成を推進していくことが重要です。

同時に、地域医療分野においては高齢化の進行や医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境が大きく変わる中、誰もが安心して医療を受けることができる環境の整備が求められています。地域の医療機能の適切な分化・連携を進め、効率的で質の高い医療提供体制を地域ごとに構築する必要があります。

そして、コンパクトシティの形成と地域医療提供体制の構築は、相互に影響し合う点多くあります。医療施設は、サービスを担うべき地域の範囲・人口を踏まえつつ、日常生活圏への医療施設の配置による医療サービスの向上に着目しながら整備の検討がなされます。一方、都市の将来像を踏まえ、医療施設の利用者が集まることなどに対してまちづくりとして適切に対応することが必要です。このような状況の下、医療施設の適切な立地に係る調整のために、相互に連携して取り組むことが必要不可欠です。政府としても、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成 26 年 12 月 27 日閣議決定)に基づき設置した関係府省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム」において、地域づくりの現場における関係施策間の連携を支援する取組を進めているところです。

ついては、貴管内の市町村によるコンパクトシティ施策の推進に当たって、地域医療施策との連携に関し、下記の点についてご協力いただきますよう、よろしくお取り計らい願います。

記

- 1 地域医療主管部局においては、医療計画との整合性に留意しつつ、コンパクトシティの形成に際し、医療施設の立地が重要となることに鑑み、必要に応じて、地域医療分野における会議の活用などにより、市町村の都市計画主管部局が医療関係者と医療施設の適切な立地について円滑に調整を進められるようにすること。
- 2 都市計画主管部局においては、市町村による都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づく立地適正化計画の作成をはじめとするコンパクトシティ施策の推進に当たって、市町村の都市計画主管部局が、医療施設の適切な立地について都道府県の地域医療主管部局と円滑に調整を進められるようにすること。

府 子 本 647 号
医政地発 1004 第 1 号
雇児保発 1004 第 1 号
障企発 1004 第 1 号
老高発 1004 第 1 号
老振発 1004 第 1 号
国 都 計 第 96 号
平成 28 年 10 月 4 日

各 都道府県 衛 生 主 管 部 局 長 殿
各 都道府県、指定都市、中核市 介護保険主管部（局）長 殿
各 都道府県、指定都市、中核市 障害保健福祉主管部局長 殿
各 都道府県 子育て支援主管部局長 殿
各 都道府県、指定都市 都市計画主管部局長 殿

内 閣 府 子ども・子育て本部 子ども・子育て支援担当参事官
厚生労働省 医 政 局 地 域 医 療 計 画 課 長
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保 育 課 長
厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 企 画 課 長
厚生労働省 老 健 局 高 齢 者 支 援 課 長
厚生労働省 老 健 局 振 興 課 長
国土交通省 都 市 局 都 市 計 画 課 長
(公 印 省 略)

地域包括ケア及び子育て施策との連携によるコンパクトなまちづくりの推進について

コンパクトシティの形成については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）に基づき設置した関係府省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム」において、地域づくりの現場における関係施策間の連携を支援する取組を進めているところであり、平成 27 年 9 月 30 日付けで国都計第 92 号等による「コンパクトシティと関係施策の連携の推進について」（別紙参照）を発出したところです。中でも、コンパクトシティの形成と地域包括ケアシステムの構築、子育て支援施策との連携の推進については、その重要性に鑑み、同チームの下に「医療・福祉・子育てワーキンググループ」を設置し、重点的な検討を行っているところです。

コンパクトシティの形成と地域包括ケアシステムの構築、子育て支援施策の推進は、相

互に影響し合う点が多くあります。

地域包括ケアシステムとして、高齢者が住み慣れた地域で人生の最後まで自分らしい暮らしを続けることができる仕組みを構築するためには、医療や介護だけでなく、住まい、生活支援・介護予防など、高齢者の生活全般にわたる各種支援サービスの提供体制を総合的に考えていくことが必要です。また、これらのサービスが包括的に提供されるためには、関連施設の立地、高齢者の居住地や外出機会、地域コミュニティの状況等の観点を考慮することも重要です。そのため、コンパクトシティ施策に取り組む市町村においては、都市の将来像を明確にし、将来の高齢者の居住地や地域公共交通ネットワークの状況を考慮するなど、時間軸を意識して、コンパクトシティの形成を地域包括ケアシステムの構築と一体的に検討することが必要です。

また、子育て支援施策の推進において、急速な少子化の進行、家庭や地域を取り巻く環境の変化に鑑み、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる環境を整備するため、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力することが求められています。また、子育て支援を効率的に提供し、良好な子育て環境を持続的に確保するためには、都市の将来像を考慮して、日常生活圏や拠点となる地域への子育て支援施設の適切な配置や、子育て世帯の誘導など、コンパクトシティの形成に関わる内容を子育て支援策と一体的に検討することが必要です。

このため、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づく立地適正化計画の作成をはじめとするコンパクトシティの形成、地域包括ケアシステムの構築及び子育て支援施策の推進に当たり、市町村の介護保険主管部局、障害保健福祉主管部局、子育て支援主管部局及び都市計画主管部局が連携を図る際に、留意すべき点を下記のとおり取りまとめました。

都道府県部局におかれましては、貴管内市町村の介護保険主管部局、障害保健福祉主管部局、子育て支援主管部局及び都市計画主管部局に周知いただきますよう、よろしくお取り扱い計らい願います。また、市町村の介護保険主管部局、障害保健福祉主管部局、子育て支援主管部局及び都市計画主管部局からコンパクトシティの形成の検討に関する助言や関係する会議への参加の求めがあった場合には、市町村において円滑な連携が行われるようご協力をお願いします。

記

1. 地域包括ケアシステムの構築及び子育て支援施策の推進とコンパクトシティの形成の連携における留意点

- (1) 医療・介護サービス（障害福祉サービス等を含む。以下同じ。）の提供にあたっては、

高齢者がサービスを利用しつつ可能な限り自立した日常生活を送れるよう、利用者の視点に立ったサービス提供に努めることが重要です。コンパクトシティ施策に取り組む市町村は、高齢者の居住地、地域公共交通ネットワーク等や、医療・介護サービスの提供体制について、将来の都市像を考慮し、適切な検討をお願いします。

- (2) 子育て支援に関する施設については、妊娠期から子育て期を通じ世帯の実情にあったきめ細かいサービスを提供することが必要です。そのため、コンパクトシティ施策に取り組む市町村がこれらの施設を整備するに当たっては、将来の都市像を考慮し、子育て世帯の居住地、勤務地、医療機関等の関連施設、地域公共交通ネットワークの状況等に応じ、適切な検討をお願いします。

2. 多世代交流を促進する取組とコンパクトシティ施策の連携について

地域包括ケアシステムの構築、子育て支援施策の推進及びコンパクトシティの形成のいずれも共通して、地域コミュニティの役割が重要となります。そして、人口減少の中で地域コミュニティを維持するためには多世代交流の観点が不可欠です。

地域における多世代交流の観点からは、例えば、高齢者福祉、障害者福祉又は児童福祉サービスを提供する施設や事業所同士が近接することによりそれぞれの利用者が多世代交流の効用を享受できる環境を構築することも考えられます。このため、コンパクトシティ施策に取り組む市町村が多世代交流の促進を図るに際しては、高齢者福祉、障害者福祉又は児童福祉サービスを提供する施設や事業所のうち必要なものについて、各施設相互の近接性も総合的に考慮して立地の検討を行うことが望まれます。また、これら施設等が立地する地域にアクセス可能な地域公共交通ネットワークを適切に確保することや、地域内において円滑に移動できるよう歩行空間等を確保することについての検討をお願いします。多世代交流に取り組む介護保険主管部局、障害保健福祉主管部局、子育て支援主管部局におかれては、必要に応じ都市計画主管部局と適切な連携を図るようお願いします。

3. 地域包括ケアシステムの構築、子育て支援施策の推進及びコンパクトシティの形成に関する会議の活用について

(1) 地域包括ケア及び子育て支援に関係する会議の活用

各市町村においては地域の創意工夫を活かした地域包括ケアシステムの構築に向けて様々な調整の場が設置されているところです。また子育て支援分野では、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条の規定に基づき設置される児童福祉審議会等があります。

市町村の介護保険主管部局、障害保健福祉主管部局及び子育て支援主管部局におかれては、必要に応じて前記1に関する協議のため、これらの会議に都市計画主管部局の出

席を求めるなどの対応も考えられます。

(2) 市町村都市再生協議会の活用

都市再生特別措置法第 117 条第 1 項の規定に基づく市町村都市再生協議会及びその他市町村が行う立地適正化計画及びその実施に関する協議に際し、地域包括ケアシステムの構築及び子育て支援施策の推進とコンパクトシティの形成との一体的推進について協議する必要があると認められるときは、介護保険主管部局、障害保健福祉主管部局及び子育て支援主管部局の出席を求めるなど適切な対応をお願いします。

背景

・地方都市では、高齢化が進む中で、市街地が拡散して低密度な市街地を形成。大都市では、高齢者が急増。

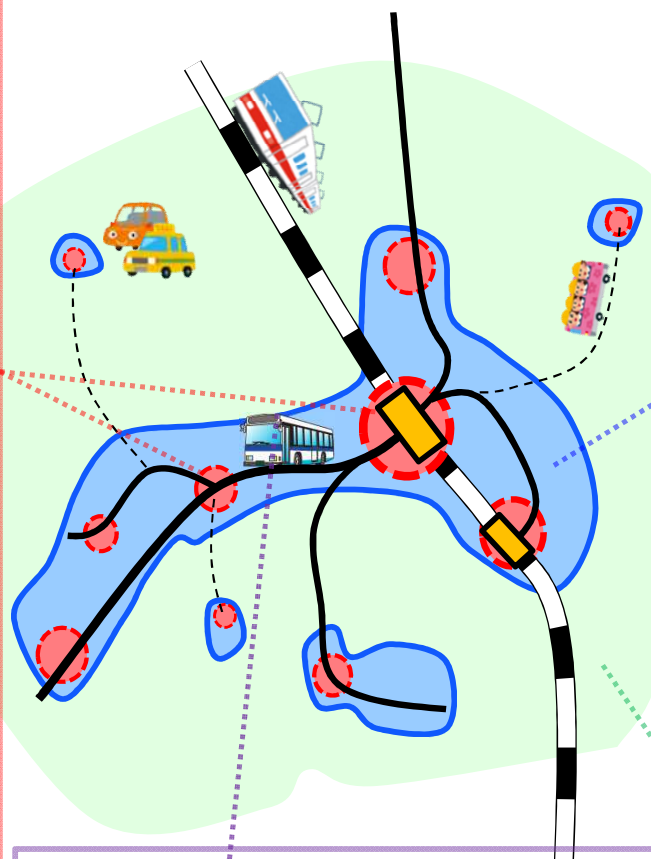
法律の概要

- 立地適正化計画（市町村）
- ・都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランを作成
- ・民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくり（多極ネットワーク型コンパクトシティ）

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

- ◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進
- 誘導施設への税財政・金融上の支援
 - ・外から内(まちなか)への移転に係る買換特例 税制
 - ・民都機構による出資等の対象化 予算
 - ・交付金の対象に通所型福祉施設等を追加 予算
- 福祉・医療施設等の建替等のための容積率等の緩和
 - ・市町村が誘導用途について容積率等を緩和することが可能
- 公的不動産・低未利用地の有効活用
 - ・市町村が公的不動産を誘導施設整備に提供する場合、国が直接支援 予算
- ◆歩いて暮らせるまちづくり
 - ・附置義務駐車場の集約化も可能
 - ・歩行者の利便・安全確保のため、一定の駐車場の設置について、届出、市町村による働きかけ
 - ・歩行空間の整備支援 予算
- ◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール
 - ・誘導したい機能の区域外での立地について、届出、市町村による働きかけ



居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

- ◆区域内における居住環境の向上
 - ・公営住宅を除却し、区域内で建て替える際の除却費の補助 予算
 - ・住宅事業者による都市計画、景観計画の提案制度（例：低層住居専用地域への用途変更）
- ◆区域外の居住の緩やかなコントロール
 - ・一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ
 - ・市町村の判断で開発許可対象とすることも可能
- ◆区域外の住宅等跡地の管理・活用
 - ・不適切な管理がなされている跡地に対する市町村による働きかけ
 - ・都市再生推進法人等（NPO等）が跡地管理を行うための協定制度
 - ・協定を締結した跡地の適正管理を支援 予算

公共交通

維持・充実を図る公共交通網を設定

- ◆公共交通を軸とするまちづくり
 - ・地域公共交通網形成計画の立地適正化計画への調和、計画策定支援（地域公共交通活性化再生法）
 - ・都市機能誘導区域へのアクセスを容易にするバス専用レーン・バス待合所や駅前広場等の公共交通施設の整備支援 予算

■届出制の目的

届出制は、市町村が都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するための制度。

■届出の対象となる行為(都市再生特別措置法第108条第1項)

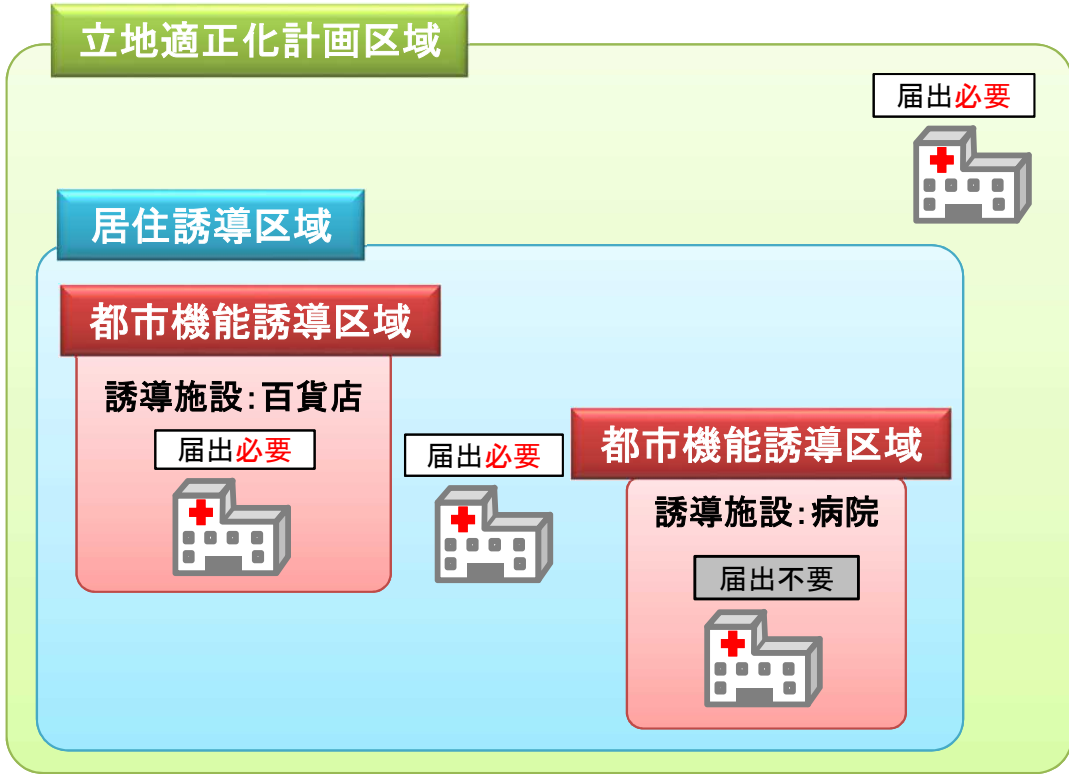
都市機能誘導区域外の区域で、誘導施設を対象に以下の行為を行おうとする場合には、原則として市町村長への届出が義務付けられている。

○開発行為

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合。

○開発行為以外

- ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合



都市再生特別措置法等の一部を改正する法律 概要

平成30年4月25日公布・
3か月以内に施行

背景・必要性

人口増加社会では、都市計画に基づく規制を中心に開発意欲をコントロール ⇒ 人口減少社会では、開発意欲が低減し望ましい土地利用がなされない

➡ **都市のスポンジ化** → コンパクト・プラス・ネットワークの推進に重大な支障

- 空き地(個人所有の宅地等に限る)は約**44%**増(約681km²→約981km²:大阪府の面積の約半分)(2003→2013年)
- 空き家は約**50%**増(約212万戸→約318万戸:ほぼ愛知県全域の世帯数)(2003年→2013年)

・ 生活利便性の低下
・ 治安・景観の悪化
・ 地域の魅力(地域バリュー)の低下

⇒ スポンジ化が一層進行する悪循環

要因と対策のコンセプト

地権者の利用動機の乏しさ→低未利用地のまま放置
「小さく」「散在する」低未利用地の使い勝手の悪さ

➡

行政から能動的に働きかけ、コーディネートと集約により土地を利用(所有と利用の分離)
地域コミュニティで考えて身の回りの公共空間を創出(まずは使う)
官民連携で都市機能をマネジメント

改正法の概要

都市のスポンジ化対策(都市機能誘導区域、居住誘導区域を中心に)

コーディネート・土地の集約

- 「低未利用土地権利設定等促進計画」制度の創設
 - 低未利用地の地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートし、所有権にこだわらず、複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画を市町村が作成
 - ※所有者等探索のため市町村が固定資産税課税情報等を利用可能
 - 〔(税)登録免許税・不動産取得税の軽減〕
- 都市再生推進法人(まちづくり団体等)の業務に、低未利用地の一時保有等を追加
- 土地区画整理事業の集約換地の特例
 - 低未利用地を柔軟に集約し、まちの顔となるような商業施設、医療施設等の敷地を確保
 - 〔(予算)都市開発資金貸付け〕
- 市町村は、低未利用土地利用等指針を作成し、低未利用地の管理について地権者に勧告が可能に

身の回りの公共空間の創出

- 「立地誘導促進施設協定」制度の創設
 - 交流広場、コミュニティ施設、防犯灯など、地域コミュニティやまちづくり団体等が共同で整備・管理する施設(コモンズ)についての地権者による協定(承継効付)
 - ※ 周辺地権者の参加を市町村長が働きかけ
 - 〔(税)固定資産税の軽減〕
- 「都市計画協力団体」制度の創設
 - 都市計画の案の作成、意見の調整等を行う住民団体、商店街組合等を市町村長が指定
 - (身の回りの都市計画の提案が可能に)

都市機能のマネジメント

- 「都市施設等整備協定」制度の創設
 - 民間が整備すべき都市計画に定められた施設(アクセス通路等)を確実に整備・維持
- 誘導すべき施設(商業施設、医療施設等)の休廃止届出制度の創設
 - 市町村長は、商業機能の維持等のため休廃止届出者に助言・勧告

都市の遊休空間の活用による安全性・利便性の向上

公共公益施設の転用の柔軟化、駐車施設の附置義務の適正化、立体道路制度の適用対象の拡充等を措置

誘導施設に係る休廃止の届出制度の創設

概要

- これまでは、都市機能誘導区域内に誘導すべきとされている商業施設、医療施設等を区域外に作ろうとする場合、市町村長への事前届出が必要（市町村長は必要に応じて勧告）。他方、区域内からこれらの施設がなくなる事態を把握する仕組みがない。
- 市町村が既存建物・設備の有効活用など機能維持に向けて手を打てる機会を確保するため、都市機能誘導区域内にある商業施設、医療施設等を休廃止しようとする場合における市町村長への事前届出制度を創設。

誘導施設に係る休廃止の届出制度の創設

＜概要＞（立地適正化計画に位置付けられた都市機能誘導区域が対象）

都市機能誘導区域内における商業施設、医療施設等を休止し、又は廃止しようとする者に、市町村に**30日前までに事前届出を求める**こととし、市町村が必要に応じて、当該者に対し、建築物の存置などの必要な**助言・勧告**を行うことができることとする ⇒ 市町村が**誘導施設の休廃止を事前に把握し、他の事業者の誘致を始める等の取組が可能に**

＜助言の例＞

当該施設への入居候補者の紹介

＜勧告の例＞

新たな誘導施設の入居先として活用するため、建築物の取り壊しの中止を要請

参考事例

百貨店の撤退後、地元企業が転貸権・管理権を得て、商業、レストラン等の運営を継続した事例（岩手県花巻市）



立地適正化計画区域

居住誘導区域

都市機能誘導区域

誘導施設：百貨店

届出不要



届出不要



都市機能誘導区域

誘導施設：病院

届出必要



届出不要



○このうち、**161都市**が平成30年5月1日までに計画を作成・公表。

(平成30年5月1日時点)

北海道	札幌市	函館市	旭川市	室蘭市	釧路市	美瑛市	士別市	名寄市	北広島市	石狩市	当別町	福島町	八雲町	江差町	古平町	鷹栖町	東神楽町	芽室町	
	青森県																		
	青森市	弘前市	八戸市	黒石市	五所川原市	十和田市	むつ市												
	岩手県																		
	盛岡市	花巻市	北上市	二戸市	八幡平市														
	宮城県																		
	仙台市	大崎市	利府町																
	秋田県																		
	秋田市	横手市																	
	大館市																		
湯沢市	大仙市																		
山形県																			
山形市	米沢市	鶴岡市	酒田市	寒河江市	村山市	長井市	中山町												
福島県																			
福島市	郡山市	いわき市	白河市	須賀川市	喜多方市	二本松市	国見町	猪苗代町	矢吹町	新地町									
茨城県																			
水戸市	日立市	土浦市	古河市	石岡市	龍ヶ崎市	下妻市	常総市	常陸太田市	高萩市	笠間市	取手市	牛久市	つくば市	守谷市					
常陸大宮市																			
坂東市	かすみがうら市	つくばみらい市	小美玉市	大洗町	城里町	東海村	境町												
栃木県																			
宇都宮市	栃木市	佐野市	鹿沼市	日光市	小山市	真岡市	大田原市	那須塩原市	那須烏山市	下野市	芳賀町								
群馬県																			
前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市	太田市	館林市	渋川市	藤岡市	吉岡町	明和町	邑楽町									
埼玉県																			
さいたま市	川越市	秩父市	本庄市	東松山市															
春日部市																			
深谷市	戸田市	朝霞市	志木市	坂戸市	鶴ヶ島市	日高市	毛呂山町	越生町	小川町	鳩山町	上里町	寄居町							
新潟県																			
新潟市	長岡市	三条市	新発田市	小千谷市	見附市	燕市	糸魚川市	五泉市	上越市	魚沼市	南魚沼市	胎内市	田上町	湯沢町					
富山県																			
富山市	高岡市	魚津市	氷見市	黒部市	小矢部市	入善町													
石川県																			
金沢市	小松市	輪島市	加賀市	羽咋市	白山市	野々市市	穴水町												
福井県																			
福井市	敦賀市	小浜市	大野市	勝山市	鯖江市														
あわら市																			
越前市	越前町	美浜町	高浜町																
山梨県																			
甲府市	山梨市	大月市	笛吹市	上野原市															
長野県																			
長野市	松本市	上田市	岡谷市	飯田市	諏訪市	小諸市	駒ヶ根市	飯山市	茅野市	塩尻市	佐久市	千曲市	安曇野市	富士見町					
愛知県																			
名古屋市	豊橋市	岡崎市	一宮市	瀬戸市	春日井市	豊川市	刈谷市	豊田市	安城市	蒲郡市	江南市	小牧市	東海市	知立市	尾張旭市	豊明市	田原市	弥富市	東郷町
三島市																			
島田市	富士市	磐田市	焼津市	掛川市	藤枝市	袋井市	裾野市	湖西市	菊川市	伊豆の国市	牧之原市	函南町	長泉町	森町					
伊勢市																			
松阪市	桑名市	名張市	亀山市	伊賀市	朝日町														
滋賀県																			
大津市	彦根市	草津市	守山市	栗東市	甲賀市	野洲市	湖南市	東近江市											
京都府																			
舞鶴市	亀岡市	長岡京市	八幡市	京田辺市	南丹市														
大阪府																			
豊中市	池田市	吹田市	高槻市	守口市	枚方市	茨木市	八尾市	寝屋川市	河内長野市	大東市	和泉市	箕面市	門真市	高石市					
東大阪市																			
阪南市																			
兵庫県																			
神戸市	姫路市	尼崎市	西宮市	西脇市	宝塚市	高砂市	朝来市	たつの市	福崎町	太子町									
奈良県																			
奈良市	大和高田市	大和郡山市	天理市	桜井市	五條市	葛城市	宇陀市	川西町	田原本町	王寺町									
和歌山県																			
和歌山市	海南市	有田市	新宮市	湯浅町															
鳥取県																			
鳥取市																			
島根県																			
松江市	大田市	江津市																	
岡山県																			
岡山市																			
倉敷市																			
津山市	笠岡市	総社市	高梁市	赤磐市	真庭市														
八幡浜市																			
新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市	西予市														
高知県																			
高知市	南国市	土佐市	須崎市	四万十市															
福岡県																			
北九州市	大牟田市	久留米市	直方市	飯塚市	田川市	行橋市	小郡市	宗像市	太宰府市	朝倉市	那珂川町	遠賀町							
佐賀県																			
小城市	嬉野市	基山町																	
長崎県																			
長崎市	大村市																		
熊本県																			
熊本市	荒尾市	玉名市	菊池市	合志市															
大分県																			
大分市	竹田市	杵築市																	
宮崎県																			
宮崎市	都城市																		
鹿児島県																			
鹿児島市	薩摩川内市	奄美市	姶良市																
沖縄県																			
那覇市																			

合計407都市